

立川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律
第 34 号）の公布による。

立川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

立川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年立川市条例第56号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) <u>職員の競争試験及び選考の状況</u></p> <p>(4) <u>職員の給与の状況</u></p> <p>(5) <u>職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p>(6) <u>職員の休業の状況</u></p> <p>(7) <u>職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p>(8) <u>職員のサービスの状況</u></p> <p>(9) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(10) <u>職員の研修の状況</u></p> <p>(11) <u>職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p>(12) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 東京都市公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ……略……</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) <u>職員の競争試験及び選考の状況</u></p> <p>(3) <u>職員の給与の状況</u></p> <p>(4) <u>職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p>(5) <u>職員の休業の状況</u></p> <p>(6) <u>職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p>(7) <u>職員のサービスの状況</u></p> <p>(8) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(9) <u>職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p>(10) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 東京都市公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ……略……</p>

(2) 不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況 (3)及び(4) ……略……	(2) 不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の状況 (3)及び(4) ……略……
---	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

